

鳥取市教育委員会告示第 8 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

鳥取市教育委員会
教育長 尾 室 高 志

- 1 委託した歳入の名称
鳥取市総合教育センター体育館使用料
- 2 委託期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 3 徴収業者
鳥取市富安一丁目 50 番地 2 互光建物管理株式会社 鳥取支店